

預金契約の当事者確定と預金債権の帰属主体

——デビットカード取引契約の法律構造を参考に——

田 中 夏 樹

I 序

- 1 預金債権の帰属主体にかかる問題
 - 2 本稿の構成
- ## II 客観説に関する新たな考え方——預金債権の帰属主体の分離
- 1 預金契約の当事者と預金債権の帰属主体とを区別する見解
 - 2 預金口座の多機能化と利用態様
- ## III 預金名義に基づいた預金債権の利用とその確保
- 1 預金口座内の残高の利用

2 債權讓渡禁止特約による債權帰属の固定

IV デビットカード取引契約の法律構造と信賴の対象——金銭取引との比較

1 デビットカード取引契約の法律構造

2 デビットカード取引契約における信賴の対象

V 結語

1 まとめ

2 残された課題

I 序

1 預金債權の帰属主体にかかる問題

契約締結時の契約当事者を誰と確定するかの問題に関しては、古くは預金契約の当事者（以下、特に預金契約の当事者を「預金者」という。）を誰とするかについて活発に議論がなされていた。

従来の預金者の確定をめぐる議論では、「預入行為者が金員を横領して自己の預金とする場合を除いて、自らの出捐により自己の預金とする意思をもって金融機関に対して本人自らまたは使者・代理人・機関を通じて預金契約をした出捐者が預金者である」とする客観説^①、「委託された者が、自分の預金でない旨を明示しない限り、その者の預金と見るべきである」とする主観説^②、原則として出捐者を預金者とするが、「例外として、現実に金銭を持参し自分が預金者本人である旨を明示して預金を預け入れた場合には、たとい出捐者が別にいたとしても、それは現実に預入行

為をしたものと出捐者との内部関係に過ぎないから、意思表示によって預金者を決定する」とする折衷説^③が有力に主張されていた。最高裁が昭和三二年に特別定期預金（以下「無記名定期預金」という。）^④について、昭和四八年に記名定期預金についても客観説と同様の結論を下したことから、学説上も、客観説が通説といえる地位を占めるようになった。

前稿^⑤では、判例・通説とされてきた客観説においても、差異が存在し、金融機関が預入行為者を特定できないこと^⑥を前提に出捐者を預金者とする客観説と、金融機関が預入行為者を特定できないこと^⑦を前提としない客観説が存在していたことを検討し、多数説であった前者は、判例とは異なつた根拠に依拠していたことを示した。

そのうえで、預金制度の変化によつて変容した利害関係及びその法律上の保護を踏まえ、預金契約における当事者の確定については、本人確認が厳格に行われ、預金名義人と預入行為者の同一性が担保されており、金融機関が名義から預入行為者を特定できる限りにおいて、定期預金、普通預金を問わず、名義人（本人確認の厳格化後においては預入行為者と預金名義人は一致することが原則であるため、以下、預入行為者と預金名義人を併せて「名義人」という。）を預金者として取り扱うべきであるとした。

しかし、かかる結論は、一般債権者が払戻しを円滑に受けられる制度の構築を重視しており、^⑥いわば、一般債権者の抽象的な利害関係を重視したうえでの結論である。出捐者を預金者とする見解からは、一般債権者の円滑な弁済を受ける利益を考慮する必要性が低い事情が存在すれば、結論を異にする余地がありうるとの指摘も考えられる。また、預金契約の名義人からの払戻請求に対しては原則として民法四七八条の適用を肯定するような解釈の余地があれば、必ずしも名義人を預金者とする必要性は高くないとの指摘も考えられる。

さらに、名義人を預金者として取り扱うべきとする結論は、預金契約の契約当事者を確定しているにすぎず、後述するように、客観説を預金債権の帰属主体の問題と捉え、預金契約の当事者としての預金者と預金債権の帰属主体とが異なるとの見解が成立する余地を残すこととなる。

この点については、従来の議論においても主に主観説の立場から指摘されていたことであるが、金融機関は、預金者に対して一定の金融サービスを提供する立場にあり、金融機関はサービスを提供する相手方である預金者を金融機関の認識に基づいて確定する必要があるとされていた。金融機関が、その後の取引相手として預金者の確定に関心を持つている場合には、金融機関にはより具体的に預金者を確定する利益が存在することとなる。もつとも、この主観説からの指摘は、あくまでも金融機関が提供するサービス全般の提供先としての預金者の確定を指摘したものであり、個々の具体的な預金契約とは必ずしも密接に関係していたものではなく、また、必ずしも預金者側の利益を中心にはしていなかった。

しかし、公共料金の引落口座設定やデビットカード（キャッシュカードに、後述するデビットカード取引契約の機能を付与したもの）を用いた取引等、預金契約の存在を前提としたサービスが提供され始めたことから、具体的な預金契約と密接に関連した金融サービスの提供のために、金融機関が預金者、さらには預金債権の帰属主体を特定する利益を認めることができるのではなからうか。より具体的には、預金契約の当事者論が盛んに議論されていた段階においては、専ら払戻し時における預金者の確定が問題となっており、「無記名定期預金契約が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではない」との判断がなされていたものである。しかし、現在は、定期預金及び普通預金のいずれもより複雑・多機能の金融サービスが提供されており（例え

ば総合口座は、普通預金口座及び定期預金口座を複合している）、金融機関が預金口座の名義人と帰属主体を契約締結段階において一致させておくことの利益が認められるのではないかと思われる。

そして、このような金融機関の具体的利益を最終的にはサービスの提供を受ける預金者の利益に資するものであるとして法的にも保護する必要性が肯定されるのであれば、預金契約の当事者としての預金者と預金債権の帰属主体とを一致させるとの結論を導くことが可能ではなからうか。

本稿では、以上に述べたような問題意識に基づいて、金融機関が預金者を特定することに対する利益は、金融機関がサービスの提供先である名義人に預金債権を帰属させることをも含み、そのようなサービスの提供を前提とした預金契約に基づいて預金者を確定することを法が許容していることを明らかにしたい。また、現在、デビットカード取引契約のサービスが提供されているが、このサービスは、債権者である預金者に現金取引に準じた信頼を付与するものであるといえ、そのような信頼が形成されるには名義人に預金債権が帰属することが基礎となっていることを明らかにし、そのようなサービスの基礎となる預金契約締結段階において、名義人に預金債権が帰属することが求められていることを明らかにしたい。

2 本稿の構成

本稿では、まず、客観説を再構成する学説において、預金契約の当事者と預金債権の帰属主体とを分離して確定させる考え方が提唱されていることを踏まえ、学説の検討を行う（Ⅱ）。そのうえで、現在の預金契約では、預金者が預金口座内の残高を現金化せずに利用することが可能となっていること、預金者が預金口座内の残高を利用するうえで、金融機関が名義人と預金債権の帰属主体とを一致させる必要があることを指摘し（Ⅲ）、既にデビットカード取

引契約などにおいて、預金名義に対する信頼が現金取引における信頼と同程度まで確保されており、このような信頼の基礎として預金名義人と預金債権の帰属主体とを一致させることが求められることを示したい（Ⅳ）。

Ⅱ 客観説に関する新たな考え方——預金債権の帰属主体の分離

1 預金契約の当事者と預金債権の帰属主体とを区別する見解

(1) 出捐者・名義人間の内部関係を重視する客観説

従来、通説・判例とされてきた客観説は、出捐者を預金者とするものであったが、出捐者の概念が不明確であるという指摘が他説からなされていた⁽⁹⁾。

また、平成一五年に最高裁が、預金者の確定が問題となった二つの事案（最判平成一五年二月二日民集五七卷二号九五頁及び最判平成一五年六月二二日民集五七卷六号五六三頁）において、客観説に言及しない判断を下したことを受け、平成一五年の両判決をどのように評価するかについて議論がなされた。

このような批判や最高裁の判断に対する評価をめぐっては、客観説のいう出捐者とは、出捐者と名義人間における内部関係に応じて判断されるとの見解が有力に提唱された⁽¹⁰⁾。この見解によれば、単に金銭を支出したものを出捐者として扱うのではなく、金銭を交付した趣旨が贈与であるのか、貸与であるのかといった内部関係に応じて判断することになり、誰を出捐者とするかの基準は、従来の客観説に比して明確になるものであった。

他方で、従来は定期預金における払戻し時の預金者確定が主たる問題となっていたこともあり、「『預金者』という概念は『預金債権の帰属者』の意味で用いられるのが一般体であった」、^(a)「預金債権の帰属主体（債権者）としての

『預金者』と、⑥預金契約の当事者として口座利用権限を有する『預金者』（預金契約上の地位）とが必ずしも明確に區別されてきたとはいえないように思われる^⑪として、従来の学説における「預金者」の概念がいまいであったことの指摘がなされた。

このような議論を踏まえ、預金契約を締結し、預金口座の管理を行う預金契約の当事者と金融機関に払戻請求権を有する預金債権の帰属主体とを分けて把握する学説が提唱されている^⑫。契約当事者と預金債権の帰属主体との分離を認めた場合、客観説は、あくまでも預金債権の帰属主体を出捐者とする^⑬こととなり、預金契約の当事者を名義人とする前稿の立場を前提としても結論としては成り立ちうるものであるといえる。

客観説を再構成ないしより明確にする学説においては、客観説を預金契約の当事者論ではなく、出捐者・名義人間の内部関係を第三者である金融機関に対する対外効として把握しようとする^⑭。このような見解は、客観説について内部関係を重視した学説であると評価した見解^⑮をさらに発展させたものであるといえ、従来の客観説とは異なるアプローチが試みられている。

(2) 預金契約の当事者と預金債権の帰属主体との分離

このように、預金契約の当事者と預金債権の帰属主体とを分離して捉えることは、預金債権が差押えの対象となり、預金口座の名義人と金融機関に対する払戻請求権者が異なることが想定される以上、実態に即した法律構成であると評価し得る^⑯。

しかし、預金契約締結後に債権差押え等によって預金契約の当事者と預金債権の帰属主体を異にすることは、いわば預金契約とは別個の要因によって債権の帰属主体が決定しているものであり、預金契約締結段階において当初から

債権の帰属主体が異なるとすることは異質である。

また、預金契約における当事者確定論の議論において念頭に置かれていたのは、預金の払戻しに際して誰が預金者となるかであったが、現在においては、預金口座は単に金融機関に金銭を寄託し、後日その払戻しを受けるという従来の機能にとどまらず、預金口座内の預金残高を払戻しによつて現金化せずに、金融機関に預け入れたまま利用することが想定されている。このように、預金契約の当事者を確定するには、従来に増して、預金を預け入れたまま利用することをも踏まえて検討する必要性が生じたといえるのではないか。

このような預金口座の新たな利用方法を法的にはどのように評価することができ、預金契約の当事者論に影響を与えるものか検討したい。

2 預金口座の多機能化と利用態様

預金契約の当事者確定が問題となった当初は、無記名定期預金の払戻しに際して、出捐者、預入行為者のいずれが預金者であるかが問題となった事例であり、¹⁶誰に対して預金を支払うべきかという場面が問題となっていたものであつて、金銭を預け入れたまま利用することは問題となっていなかったといえる。

その後の無記名定期預金が廃止され、議論の中心となった記名定期預金の事例、¹⁷分離管理されていた普通預金の事例¹⁸においても、預金者の確定について争われたのは金融機関が誰に対して預金を払い戻すかについてであり、金融機関に預け入れたままの預金を利用できる主体が誰であるかといった観点はあまり問題になつていなかったように思われる。これは、当初議論の中心となつていた無記名定期預金や記名定期預金は、一定期間金融機関に預けたままにしておくことが求められており、金銭を金融機関に預け入れたまま利用することが想定できなかったためであると考え

られる。分離管理されていた普通預金においても、名義人が預金残高を利用することは想定できない事案であった。

しかし、現代においては、預金口座は、貯蓄に利用されるだけでなく、デビットカードやクレジットカードを介して預金者に対する現金化を経ずに決済に利用されることが想定されており、以前にも増して単純な払戻し以外の預金口座の利用方法が増加しているといえる。このような運用は、特に普通預金口座において顕著であるが、定期預金口座についても、総合口座として普通預金口座と一体となった運用が可能となっており、普通預金口座の残高が足りなくなった場合に、定期預金を担保に金融機関が一時貸し付ける当座貸越を行う運用が可能となっている。一般的には、貸越額は定期預金の額に応じて上限が決まっており、定期預金を預け入れたまま担保として利用することが可能となる¹⁹。このように、預金口座によって程度の差はあるが、普通預金及び定期預金について、預金を預け入れたまま利用する運用ができるようになってきているといえるであろう。

そして、デビットカードやクレジットカードによる引落しは、基本的に預金口座の名義と一致するデビットカードやクレジットカードに基づいて行われており、これらのシステムは名義人に預金債権が帰属していることを前提としていると考えられるのではなからうか。

すなわち、預金口座において単純な払戻し以外の利用方法が増加するに伴い、預金口座のいわば利用主体として預金債権の帰属主体が預金契約の当事者であると観念することはできないだろうか。このように考えた場合、預金契約の当事者と預金債権の帰属主体は、差押え等の要因によって事後的に分離することは観念されとしても、預金契約締結当初は一致しているものとして考えられるのではないか。

Ⅲ 預金名義に基づいた預金債権の利用とその確保

1 預金口座内の残高の利用

預金契約は、従来消費寄託契約として扱われてきた⁽²⁰⁾。近年、預金契約が単なる消費寄託契約ではなく、無名契約説⁽²¹⁾や複合契約としての性質を有しているとする説等⁽²²⁾様々な学説が提唱されているが、預金契約において一定の金銭が金融機関に預けられ、金融機関が預け入れられた金銭を消費することができ、預金者の求めに応じて同等の金銭を払い戻す必要があることから、少なくとも消費寄託契約の性質が存在するといえるであろう（改正民法六六六条）。

金融機関が預金者に対して預け入れられた金銭と同等の金銭を払い戻す義務を負っていることからすれば、金融機関は、預金者からいくら金銭の寄託を受けたかを把握する必要がある。預金者の立場からすれば、消費寄託契約の性質として、預け入れた金銭そのものの返還を請求するのではなく、あくまでも同等の金銭の払戻しを請求できるように、預金者は預金口座内の貨幣価値を把握しているに過ぎない。

預金者は、預金口座内の残高を預金債権の債権額として認識し、払戻請求をすることができるとともに、更に、預金口座内の残高（貨幣価値）の範囲内においてデビットカード等を使用した取引に利用したり、あらかじめ引落口座として登録しておくことによつて、預金債権を自身への払戻しを経ずに利用することができる。

このような実態は、預金債権の帰属主体には、単純に払戻請求権を行使して現金化することのみならず、金銭を金融機関に預け入れたまま利用することが可能であることを示している。

このような制度を踏まえると、結局、預金契約は、預金契約の当事者と預金債権の帰属の一致が求められており、

一致を前提とした運用が予定されているといえる。これはもちろん、事後的に預金契約の当事者と預金債権の帰属主体とが分離することを否定するものではないが、預金契約締結時における預金契約の当事者と預金債権の帰属主体とが一致することを示している。

以下では、預金契約における債権譲渡禁止特約⁽²³⁾が特に従来通りの効力が認められていることを通じて、法が各当事者のいかなる利益を保護しようとしているのかを検討する。

2 債権譲渡禁止特約による債権帰属の固定

(1) 債権譲渡禁止特約の目的

一般的に、預金契約においては、「預金者側の選択の余地のない契約条項として、譲渡禁止条項が附されて」⁽²⁴⁾おり、金融機関が譲渡禁止条項を附する目的は、「自己の預金者に対する貸付債権の回収を預金債権との相殺によって図る利益を確保する点にあることは明らかである」と⁽²⁴⁾とされている。他方で、金融機関が預金者の変更による事務の煩雑化を避けるといった点については、譲渡禁止特約に對外効を持たせるに足りる合理性はないとも評されている。⁽²⁵⁾これは、この規定が、立法当初は弱い立場の債務者を保護することを想定しており、強大な力を持つ債務者を保護するための規定ではなかったことが一つの根拠となっている。⁽²⁶⁾

預金債権の譲渡禁止特約については、改正民法四六六条の五第一項において、従来の民法四六六条二項と同様の規定が定められており、従来通りの運用が予定されている。⁽²⁷⁾法制審議会においては、「預貯金債権は迅速な払戻しが必要」と⁽²⁸⁾されており、預貯金債権について特例を設けた理由は単なる金融機関における事務の煩雑化を避けるためではなく、あくまでも債権者たる預金者の利益に資するためであることが示されている。

預金者確定の問題との関係では、前稿にて既に示したように、出捐者を預金者とする構成は、金融機関の払戻し拒否を誘発し、名義人の払戻請求に対する迅速な払戻しを一部犠牲にする可能性が存在することになるが、この名義人が金融機関から迅速な払戻しを受ける利益は、この債権譲渡禁止特約（民法四六六条二項）を通じて法律上保護され²⁹と考えられる。

すなわち、預金債権には譲渡禁止特約が付されていることが周知のものであるとする判例法理が存在し（最判昭和四八年七月一九日民集二七卷七号八二三頁）、債権の譲受人の重過失が比較的容易に認定されることによつて、金融機関は債権の帰属を固定することができる。

改正民法において現行法と同等の規定（改正民法四六六条の五第一項）が維持されることについては、法制審議会では、「預貯金債権は迅速な払戻しが必要とされる上に、債務者が大量の債務を管理しなければならぬという特殊性」が指摘され、払戻業務遅延による債権者への不利益をも指摘されている。そのため、債権者である預金者の立場からすれば、預金の迅速な払戻しを受けることが譲渡禁止特約を通じて利益として認められて³⁰いる。

このように、金融機関が預金債権に譲渡禁止特約を付与することは、名義人が迅速な払戻しを受ける利益を保護することも目的とされており、預金債権においては迅速な払戻しを受ける利益は法律上一定の保護に値するものである。前稿での検討は、あくまでも迅速な払戻しを受けるといふ一般債権者の利益に資するかどうかであったが、本稿ではさらに、債権譲渡禁止特約を求める金融機関及び預金者のより具体的な利益がどのようなものであるかについても検討を加えたい。債権譲渡禁止特約については、主として第三者に対しても特約を主張できるかといった観点からの議論が中心であったといえるが、³¹ここでの検討対象は、譲渡禁止特約によつて図られる利益についてであり、そのよ

うな利益を保護するために、債権の譲渡を禁止して預金債権の帰属主体と名義人とを一致させることが正当といえるかである。

この点について、債権譲渡禁止特約は、その債権の性質ないし当事者の関係に応じて、譲渡を制限する目的ないし趣旨が異なるものと指摘されている³²⁾。すなわち、特定の債権者との関係でのみ義務を負担したいという債務者の利益³³⁾は、より具体的に検討され得るべきことを示している。

先駆的な研究では、『特約』をもって追求されている利益と、他方、悪意の譲受人側の債権譲渡（取引）の確実性という利益との比較において、『特約』対抗の成否を決せられるべきではないか」としたうえで、債権譲渡禁止特約を定める場合において、債権者及び債務者の誰に特約を締結する利益があるかを類型化し、各類型に応じて、特約の対外効を個別具体的に検討する手法を取っている³⁴⁾。

同研究にて挙げられている類型のうち、「非継続取引型」の典型例として「債権者が預金者で（商人か非商人かを問わない）、債務者が銀行であるという場合であって、「その際の銀行の利益として」「問題の債権を固定しておくこと」によって反対債権による相殺を確保するということ」や「債権が譲渡されることによる弁済費用の増加防止とか、誤払防止のための調査費用の増加防止」をあげ、「これらの利益を理由として債権譲渡禁止を正当化することはおそらくできないであろう」と結論付ける³⁵⁾。

(2) 譲渡禁止特約による具体的利益の保護

確かに、預金債権を消費寄託契約に基づく単なる払戻請求権であるとすれば、金融機関にとっての債権譲渡禁止特約の目的は払戻し先の特定ということになろう。前稿では、金融機関に払戻し先としての預金者を特定する利益を保

護することを通じ、一般債権者が円滑な払戻しを受ける利益が保護されることを示した。⁽³⁶⁾

しかし、先に示したように、預金債権に関しては、単なる払戻し以上に、金銭を金融機関に預け入れたまま利用することが可能となっており、金融機関にとっては、債権譲渡禁止特約を通じて、払戻し先の特定のみならず、誰に対して預金債務を負っており、誰からの引落指図⁽³⁷⁾を受けた場合に対応すればよいかといった、単純な払戻し以外のサービスを提供するうえで、対象を特定する利益も存在することとなる。これは、預金口座内の預金の利用という点で、単なる一般的な利益というよりも、個々の預金口座に密接した利益と評することができる。

そして、債権譲渡禁止特約は、基本的には債務者の利益を保護するものとされているが、⁽³⁸⁾そのみならず、債権者の利益をも保護することを目的として締結される場合が指摘されている。⁽³⁹⁾債務者の利益保護を中心にとらえる見解は、金融機関のような強大な力を持つ債務者を念頭にしていたものではなく、⁽⁴⁰⁾立法者が想定していた債務者保護の趣旨を金融機関にあてはめて、金融機関に預金債権の帰属主体を固定化させることを正当化することには困難が伴うといえよう。むしろ、預金口座が単なる預金債権の払戻機能に終始することがない現代においては、預金契約における債権譲渡禁止特約は、債権者たる預金者の利益に資することをもって正当化されるべきである。債権者たる預金者としては、預金債権を自由に譲渡することが著しく制限される反面、預金名義と預金債権の帰属主体とが一致することを前提として提供される金融サービスを広く享受することができるといえ、その意味で債権譲渡禁止特約は、債権者たる預金者の利益を図る性質があるといえるのではなからうか。特に、現代においてはキャッシュレス化が進行し、預金口座内の残高を現金に近い形で利用することは多量の現金を持ち運びリスクの軽減や決済の簡略化など、多大なメリットが存在しうるものである。

以上のように、債権譲渡禁止特約による預金債権の帰属主体の固定は、単に金融機関の事務管理の負担軽減及びこれによる一般的な預金者の迅速な払戻しを受ける利益を保護するのみならず、より深く、金融機関が金融サービスを提供する際の前提となり、預金者が具体的な金融サービスを受ける利益をも保護することが可能であるといえる。

また、このような金融サービスを受けるメリットは、特に普通預金において顕著であるが、普通預金口座と定期預金口座とが一体となった総合口座では、当座貸越によつて、定期預金口座の残高に応じた融資が行われる制度となつており、定期預金口座の名義人と債権の帰属主体とが一致することを前提として融資を行っている。定期預金においても程度の強弱はあれ、債権譲渡禁止特約によつて預金名義と預金債権の帰属主体が一致することを前提に金融サービスが提供されているといえる。

そして、預金契約締結時において、金融機関が債権譲渡禁止特約を附する趣旨は、金融サービス提供の前提として、預金債権を名義人に帰属させることにもあるといえる。債権譲渡禁止特約を預金債権について認め、預金債権を名義人に帰属させることは、結局、最終的には強大な力を持つ債務者である金融機関ではなく、預金債権者の利益保護に還元されるべきである。

このような制度設計を踏まえ、さらに、預金を預け入れたまま利用する方法の一種であるデビットカード取引契約において、現金取引と同等の信頼を保護するためには、名義人に預金債権が帰属していることが前提として必要であり、そのような信頼を保護することによつて預金者の利益保護につながっていることを検討したい。

デビットカード取引契約を特に検討の対象とすることは、後述するように、デビットカード取引契約は「即時決済性」を確保するための法律構造を用意し、現金取引に類似した機能を有しているものであるところ、このような現金

取引と類似した信託を有するためには、口座を利用した他の取引よりも名義人と預金債権の帰属主体との一致が確保される必要性が高いと考えたからである。

IV デビットカード取引契約の法律構造と信託の対象——金銭取引との比較

1 デビットカード取引契約の法律構造

デビットカードシステムのうち、「J-Debit」は、日本デビットカード推進協議会に参加している日本国内の金融機関が提供しているサービスである。「J-Debit」の利用者は、自己名義の預金口座を開設した銀行（以下、「発行銀行」という。）から発行されたキャッシュカードを用いて、基本的に事前の申し込みなしに、預金口座内の残額を利用限度額として預貯金口座からの即時引落しによる決済を利用できる。⁽⁴¹⁾この点で、クレジットカードの信用払とは異なった運用が予定されている。⁽⁴²⁾

以下では、厳格にデビットカード取引が行われることが想定されている「J-Debit」の規定を扱うものとする。

(1) デビットカードの目的

デビットカードにおいて構築されているシステムは、キャッシュカードに新たな基本機能として、売買取引や役務提供取引（以下、これらの取引を「本契約」という。）の対価を即時に決済できる機能を付与するものであり、⁽⁴³⁾「即時決済性」及び「利用者の保護」を可能な限り合理的に担保することを目的としている。⁽⁴⁴⁾

特に、「即時決済性」は、デビットカード取引契約が利用者（以下、デビットカードを用いた決済を行う者を単に「利用者」という。）の預金残高の範囲内において利用することが可能とされていることから、クレジットカードに比して支

払能力を超えた取引をしてしまうことを防ぐことができるとされている。

「J-Debit」には、この「即時決済性」及び「利用者の保護」という目的を達成するために債権譲渡、引落指図、受領権限等を組み合わせたシステムを予定しているが、利用者、加盟店、発行銀行及び加盟店と取引のある銀行（以下、「加盟店銀行」という。）の関与が想定されており、各当事者間において別途どのような法律関係が想定されているかを踏まえる必要がある。以下で、デビットカード取引契約に必要な法律関係について述べる。

(2) 加盟店・加盟店銀行間の包括的契約

加盟店と加盟店銀行は、あらかじめ包括的に、加盟店と利用者との間においてデビットカード取引契約が解除条件付きで成立したときは、加盟店が顧客に対して有する当該商品の売買取引債権等は、同デビットカード取引契約成立と同時に自動的に加盟店銀行にデビットカード取引契約と同様の解除条件付きで債権譲渡の形式で移転する契約を締結しておくこととなる（加盟店規約⁽⁴⁵⁾）。

(3) 加盟店銀行・発行銀行間の包括的契約

また、加盟店銀行と発行銀行とにおいて、こちらもあらかじめ包括的に加盟店銀行が加盟店から売買取引債権を譲り受けたときは、当該債権についての弁済受領権限を加盟店銀行が発行銀行に自動的に付与する旨の契約をしておく必要がある（金融機関決済規約⁽⁴⁶⁾）。

(4) 利用者の申込と加盟店の承諾

上記の包括的契約が締結されていることを前提に、利用者がキャッシュカードを加盟店に引渡し、代金をデビットカードにより決済することを指定したことで、「発行銀行から加盟店の端末機に口座引落済確認を表す電文が表示さ

れないこと」を解除条件とする本契約債務を発行銀行にある預貯金口座からの引渡し（振替を含む）の方法により支払う旨の支払方法についての契約の申込を行ったものとする。⁴⁷

加盟店が引渡しを受けたキャッシュカードを端末機のカードリーダーに通すことによつて利用者からの申込みを承諾したときに、デビットカード取引契約が解除条件付きで成立し、上記加盟店及び加盟店銀行間の包括的契約に基づき、売買取引債権は加盟店銀行に解除条件付きで譲渡され、加盟店銀行と発行銀行間の包括的契約に基づき、発行銀行に直ちに弁済受領権限が付与される。⁴⁸

利用者は、端末機にキャッシュカードの暗証番号を入力する方法で、発行銀行に対して購入金額相当額の預金引落を指図し、当該引落にかかる預金により本契約債務の弁済をすることを委任する。⁴⁹ 発行銀行は、利用者からの引落指図に基づき、引落指図を受けた金額以上の預貯金残高があるときは、預金の引落あるいは振替により、弁済受領権を付与された発行銀行の別段口座に振替入金する方法をもつて弁済する。⁵⁰ この時、発行銀行は弁済行為の受任者と弁済受領権者としての地位を有することになり、利用者の負っている本契約債務は即時に消滅し、発行銀行が加盟店銀行に対して負う受領した弁済金の引渡し債務のみが残ることとなる。⁵¹

口座から預金引落した後、口座引落確認を表す電文を加盟店の端末機に発信し、これによつて「収納済」電文が端末機に表示されることによりデビットカード取引契約及び債権譲渡契約の解除条件が不成就であることが確定することとなる。

他方、引落指図を受けた金額以上の預金残高が預金口座内に存在していない場合には、「収納済」電文が表示されないことから解除条件が成就したものとされ、デビットカード取引契約及び債権譲渡契約はいずれも効力を失うこと

となる。

(5) 「即時決済性」の確保

「J-Debit」の目的は、「即時決済性」と「利用者の保護」にあることは既に指摘したところであるが、上記の法律構造によって、利用者にとっては即時に自己の債務が弁済されたことになるため、「発行銀行・加盟店銀行・加盟店の倒産等により代金が未払いとなることがなく⁵²⁾、「即時決済性」が確保されている。

(6) 小括

デビットカード取引は、クレジットカードの信用取引と比較して、「即時決済性」が徹底して図られていることから、現金と同様に取引に利用できるとされている⁵³⁾。

もつとも、現金決済の場合と比して、①利用者の代金支払い債務は即時に消滅するものの、加盟店への入金にはタイムラグが存在すること②厳密には預金口座からの引き落としが先行し、利用者には同時履行の抗弁権が失われていること③本契約との関係が無因とされ、引き落とされた預金の復元には別途手続きを経る必要があること④加盟店には手数料の負担が存在すること、等の特徴が存在している。

しかし、デビットカード取引が現金取引の代用として想定されているとはいえ、現実の現金のやり取りではない以上、現金取引との場合と比して法律上、事実上一定の差異が存在することは何ら不自然なことではない。

ここで注目したいのは、デビットカードに利用されるキャッシュカードは、預金口座の名義人に対して発行されたものであり、預金口座の名義とキャッシュカードの名義は一致することである⁵⁴⁾。すなわち、デビットカードの利用者は自己名義の預金口座内にある預金残高の範囲内でデビットカード取引契約を利用することができ、クレジットカード

ドにおける信用取引と異なり、利用者はいわば現金化できる範囲内に利用を制限されている。加盟店・加盟店銀行・発行銀行の立場からすれば、利用者の潜在的ないし将来的な支払能力に依存せずに取引を行うことが可能ということになる。

加盟店は、利用者がデビットカードを利用し、預金口座から代金相当額の引落しに成功し（代金相当額以上の預金残高が存在していた）解除条件が不成就となった際には、現金取引における利用者が「代金相当額の貨幣価値を有している」との信頼に代わって、「キャッシュカードの名義人と同一名義の預金口座内に少なくとも代金相当額の預金残高が存在していた」ことを信頼の対象として取引を行ったといえるのではなからうか。

このことは、加盟店が、キャッシュカードと預金口座の名義が一致することを前提に、利用者に預金口座内の金銭が帰属していることを信頼しているといえるのではなからうか。このような信頼を法的に保護し、預金者に預金債権が帰属しているとすることができなければ、預金者がデビットカードを用いて預金債権を利用することができず、預金者の利益が十分に保護されないことにならう。

以下において、一般的な現金取引における売主の信頼の対象がなんであるかを示し、デビットカード取引契約における加盟店の信用の対象との比較を通じ、預金口座の名義人（契約当事者）には、預金債権が帰属することを示したい。

2 デビットカード取引契約における信頼の対象

(1) 加盟店は何を信頼して取引に依じているか

前述したデビットカード取引契約においては、システム上加盟店は、利用者名義の預金口座から代金相当額の預金

が引き落とされたことを確認したうえで（したがって、利用者の代金支払いが先履行となる⁽⁵⁵⁾）、加盟店は商品を引き渡すこととなっている。

この時、加盟店は、「キャッシュカードの名義人と同一名義の預金口座内に少なくとも代金相当額の預金残高が存在していた」ことが事実であると信頼することが許されており、これは、キャッシュカードの名義人に預金債権が帰属しており、名義人が預金債権者としての権利を有していることを信頼しているといえるであろう。仮に、名義人が預金債権を有していない場合には、名義人にはデビットカードを通じて預金債権を処分することができないはずであり、加盟店は安心して取引に応じることができない。

特に、加盟店は、利用者がデビットカード取引契約を求めた場合には原則として拒否することができず、名義人が預金債権者であるとの加盟店のかかる信頼は保護する必要がある。

いわば、名義人に預金債権を帰属させることは、加盟店に対して安全に支払いを受けられることを保証するものであり、部分的にはあるがデビットカードに現金と同様の信頼を与えているものであるといえる。

デビットカード取引契約について、現金取引と同様の利用ができることが強調されていることは、このような加盟店の信頼に基づいているといえるであろう。では、加盟店の信頼は現金取引の場合と比較して法的な保護に値するものであるといえるであろうか。以下に、現金取引の信頼の対象とデビットカード取引契約の信頼の対象を比較することを通じて、加盟店の信頼を保護することが妥当であることを示したい。

(2) 現金取引における信頼の対象

現金は、「法定支払手段としての強制通用力を有」し、「法的支払手段としての価値表象物である」とされる⁽⁵⁷⁾。ま

た、現金は、「抽象的な価値の化現者として存在するだけで、全く個性をもたない」という特質であると評され⁽⁵⁸⁾、このような現金の特質は、「観念的単位が貨幣たる物に直接化体するという法律概念」であり「金銭の物としての概念は、貨幣呼称の観念的単位が直接化体したものであり、貨幣のその素材・あるいはその形態のいかんにかかわらず、単に、かかる観念的単位を表象する物（紙幣・銀貨・銅貨等のその素材）としての存在において決せられる⁽⁵⁹⁾」。

このような理解からは、現金は、紙幣や硬貨の素材そのものが貨幣価値を有するのではなく、⁽⁶⁰⁾「国家に対する一般の社会的信頼⁽⁶¹⁾」によつて貨幣価値が化体されているものであるといえる。

貨幣は、素材そのものに価値のある本位貨幣（金貨や銀貨等）から、本位貨幣との交換を保証する兌換紙幣、そして、本位貨幣との交換が保証されていない不換紙幣（信用紙幣）に移行するにつれて、徐々にその化体している貨幣価値は実質価値（素材となる貴金属そのものの価値）から離れた抽象的・観念的になっていったといえるであろう。現代においては、電子マネーのように国家が発行する貨幣以外においても、現金よりも限定されているとはいえず、部分的に貨幣価値を化体した社会的信用が認められている⁽⁶²⁾。

このように、貨幣価値は、時代を経るにつれて社会的信用に基づいてより抽象的・観念的な貨幣価値の化体として通用することが認められるにいたっている。現金による取引は、貨幣価値が化体されているという社会的信用に基づいており、取引相手からの信頼の対象という観点からみれば、現金を有している者が貨幣価値を支配していることに対する信頼としてとらえることも可能であろう⁽⁶³⁾。この信頼は、現金において所有と占有が対外的には一致しており⁽⁶⁴⁾、現金の占有者が貨幣価値を支配していることによつて裏付けられる必要がある。

したがって、現金取引における信頼の対象は、現金を占有している相手方が貨幣価値を処分する権限を有している

ことに対する信用であるといえる。

(3) デビットカード取引契約における信頼

このような現金取引における信頼の構造をデビットカード取引契約と比較してみると、信頼の対象はいずれも取引の相手方が貨幣価値の処分権を有していることに集約されているといえるのではなからうか。

すなわち、デビットカード取引契約における信頼の対象は、いわば、名義人が預金債権を処分する権限を有していることであり、預金口座内の金銭の貨幣価値を把握する処分権を名義人（キャッシュカードの名義人でもある）に与える法律構造が予定されている。

取引の相手方である加盟店としては、名義人が預金口座内の貨幣価値の処分権限があることを信頼することが保証されている点において、現金取引において現金の占有者が貨幣価値の処分権限を有することに対する社会的信用が存在することと信頼の構造は一致しているといえる。

加盟店がデビットカード取引契約の申出を拒否することができず、デビットカードによる取引を強制されていることからすれば、デビットカード取引契約による加盟店の信頼は、現金取引における信頼に準じた保護が与えられる必要があり、先に述べた現金取引との共通性からはこれが肯定されるべきである。

そして、デビットカード取引契約におけるこのような信頼の構造を維持するためには、預金口座の名義人に預金債権が帰属し、名義人に預金債権の処分権を帰属させる必要があるといえるであろう。

このように、預金債権を名義人に帰属させることは、単に払戻し時における利害関係にとどまらず、取引における正当な信頼を保護し、このような信頼に基づいた取引制度を維持するうえで必要であるといえる。デビットカード取

引契約における信託の構造は、預金債権を名義人に帰属させることを裏付けるものであるといえるであろう。

そして、このような取引を可能とすることはもっぱら金融機関の利益を凶った制度であるとはいえず、むしろ債権者である預金者に現金取引に準じた信託を付与するという利益に資するものであるといえ、金融機関が預金債権に対して譲渡禁止特約を付することが正当化できるのではないか。債権譲渡禁止特約を付与し、金融機関が名義人に対して上記のような金融サービスを提供するためには、預金契約の当事者の地位のみならず、預金債権が名義人に帰属することまでも認める必要があるといえるであろう。このような預金債権の利用利益は、金融機関が債権譲渡禁止特約を付与したうえでかかる金融サービスを提供すること及び預金者がこの金融サービスを享受することが預金契約時の合意に求められるものであると考えられる。

(4) 小括

以上のように、デビットカード取引契約においては、デビットカードの名義と預金口座の名義とが一致していることに基づき、デビットカードの名義人が預金債権を処分できることを前提としている。このような前提が存在しているからこそ、デビットカード取引契約や預金口座からの引落契約等を利用することができるものといえるであろう。

このような名義人に預金債権が帰属していることを前提とした運用は、デビットカード取引契約だけでなく、クレジットカードの口座引落や公共料金の口座引落等、預金債権を預金者に対する払戻しを経ずに利用する場合には、名義人に預金債権が帰属することが必要であるといえる。

そして、名義人に預金債権が帰属することの根拠は、預金契約に債権譲渡禁止特約が付与されており、預金契約時の合意内容に求めることができ、そのように解することができるが、名義人を預金契約の当事者とし、かつ、預金債権の帰属

主体と解する利害関係とも整合するものであるといえる。

V 結語

1 まとめ

預金契約の当事者を名義人と定めた場合に、預金債権の帰属主体は異なりうるとする学説は、差押え等によって預金契約の当事者と預金債権の帰属主体とが異なりうることを踏まえると、真に預金契約の実態に即しているといえるのではなからうか。

しかし、預金を預け入れたまま利用する利用態様の増加という点を踏まえると、預金契約の締結段階において、預金債権の帰属主体が異なりうるという点は、別途検討することが必要といえるであろう。

改正民法においても、預金債権につき、債権譲渡禁止特約によって債権譲渡が制限されることは、専ら債務者である金融機関の利益を保護するためではなく、最終的には預金者の利益に資するためであると解釈するべきである。そして、そのように解釈した場合には、預金者が金融機関に現金を預け、後日払戻しを受けること以外に、現金を預け入れたまま利用することが認められるべきであり、そのために預金債権が預金者に帰属するとの解釈を取るべきである。もともと、このような解釈は、預金者が預金口座内の残高（貨幣価値）を預け入れたまま利用する場合を想定しており、専用口座や非総合口座の定期預金口座の場合にも、直ちに妥当するものとはいえないが、少なくとも金融機関において、預金者が払戻し以外の利用をしないことを認識している必要があるであろう。

預金者に預金債権が原則として帰属することをもって初めてデビットカード取引契約のような、預金名義に基づい

て預金債権を処分することが可能となるだけでなく、各種の口座引落契約なども支障なく締結することができる。

そして、そのような現金を預け入れたまま利用することができ、預金口座に預けたまままでその貨幣価値を利用することができることが預金契約として認められていることからすれば、預金契約の際の合意内容に、預金者に預金債権が帰属することを認めることも可能であろう。このように解することによって、変容した利害関係を基にした預金者の確定を預金契約の合意内容からも導くことができるものといえ、前稿の立場とも整合的に理解することができる。

2 残された課題

本稿では、前稿において検討に加え、預金契約の当事者と預金債権の帰属主体とは契約締結時においては一致すべきであること、また、その根拠を最終的には預金契約時の合意内容に求めるべきであり、そのように解することが変容した利害関係後の預金者の確定とも一致することを示した。

しかし、本稿にて述べたことであるが、預金口座は多機能化・複雑化しており、本稿の立場が、例えば、預金を預け入れたまま利用することが想定されていない非総合口座の定期預金にも妥当するのか、また、預金者が預金契約時に預金債権の帰属主体となることによつて受ける恩恵を自ら放棄する場合までも妥当するかの検討までは十分ではない。本稿は、金融機関の利益保護が最終的には預金者の利益保護に資するものであることを根拠としており、このような根拠が妥当しない預金類型の場合には、預金者に別位に解する余地が存在する。同様に、誤振込の場合や金融機関が名義人の横領の事実には悪意である場合には、預金者の利益を保護する必要性が異なり、本稿が根拠とするところは、必ずしも妥当するものではなく、本稿における検討の範囲外である。

また、本稿では、債権譲渡禁止特約が、金融機関が預金者に金融サービスを提供する前提として、預金口座の名義

人に預金債権が帰属している必要があり、そのような預金口座の名義に対する信用を前提とした取引がなされていることを示した。

しかし、他方で、このような金融サービスの提供を受ける代わりに、預金者は預金債権を譲渡することによって資金調達を行うことが著しく制限されていることとなる。デビットカードを使用するのは、大多数の一般預金者であることが想定されており、いわばこのようなサービスを受ける対価として債権譲渡が制限されていることとなる。したがって、例えば、預金者がキャッシュカード発行しておらず、このようなサービスの提供を受けることを拒否している場合や企業のようにこのようなサービスの提供を受ける利益よりも債権譲渡による資金調達の利益のほうが大きく、必ずしも債権譲渡禁止の利益を求めないことも想定される。特に企業の場合には預金口座の名義において法人であることが明らかであり、法人の預金口座のみ取り扱いを変えることも不可能ではないであろう。

本稿は、あくまでも一般債権者である預金者の場合に債権譲渡禁止特約の利益を受けることを前提としており、債権譲渡禁止特約の利益がもつばら金融機関にのみに存する場合についてはなお慎重に検討する必要がある。このような各種の預金契約について、また、誤振込やデビットカードの不正利用（デビットカード利用者と名義人が一致しない場合）等の特殊事情が存在する場合にどのような理論が妥当するかについては他日を期したい。

以上

- (1) 平出慶道「預金者の認定と預金の払戻し」鈴木祿弥ほか編『金融取引法大系第2巻―預金取引』（有斐閣、一九八三）七九頁。

- (2) 我妻栄『債権各論中巻二（民法講義V3）』（岩波書店、一九六二）七三五頁。
- (3) 大原栄一「判批」ジュリ二六三号（一九六二）一〇七頁。
- (4) 最判昭和三三年二月一九日（民集一一卷一三号二二七八頁）、最判昭和四八年三月二七日（民集二七卷二号三七六頁）等。
- (5) 拙稿「預金制度の変化と預金契約の当事者確定―利害関係の変容を通じた検討―」日本法學八三卷二号（二〇一七）八五頁。
- (6) 拙稿・前掲注(5)一〇七頁。
- (7) 川村正幸「預金者の認定と貸付金債権による相殺」喜多了祐先生退官記念『商事法の現代的課題』（中央経済社、一九八五）二二九頁〔初出一九八四〕。
- (8) 前掲最高裁昭和四八年三月二七日判決。
- (9) 大西武士「預金者認定に関する客観説とその限界」判タ八四三号（一九九四）五五頁。
- (10) 片山直也「判批」金法一七一六号（二〇〇四）一二頁、加毛明「最高裁判所民事判例研究」法協一二二卷一―号（二〇〇四）一九六八頁。
- (11) 森田宏樹「判批」重判平成一五年度（ジュリ臨増一二六九号）（二〇〇四）八四頁。
- (12) 森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人ほか編『信託取引と民法法理』（有斐閣、二〇〇二）三二七頁、高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」慶應法学六号（二〇〇六）二二二頁。
- (13) 高・前掲注(12)二二九頁。
- (14) 片山・前掲注(10)一二頁、加毛・前掲注(10)一九六八頁。
- (15) 森田・前掲注(12)三二七頁。
- (16) 最高裁昭和三三年二月一九日判決（民集一一卷一三号二二七八頁）等。
- (17) 最高裁昭和五七年三月三〇日判決（金法九九二号（一九八二）三八頁）等。

(18) 最高裁平成一五年二月二二日判決（民集五七卷二号九五頁）、最高裁平成一五年六月一二日判決（民集五七卷六号五六三頁）等。

(19) この点、判例では、定期預金を担保として融資を行うことを定期預金の期限前払戻しと同視するものであるが、あくまでも民法四七八条における弁済と同視するための構成であり、当座貸越が定期預金を預け入れたまま利用することを否定するものではないと考える。また、当座貸越は、預金者が不足分を入金すれば弁済したこととなり、元の定期預金は減少しない。

(20) 田中誠二『新版銀行取引法 四全訂版』（経済法令研究会、一九九〇）八〇頁等。

(21) 中馬義直「預金契約」契約法大系刊行委員会編『契約法大系V』（有斐閣、一九六三）三五頁等。

(22) 潮見佳男『基本講義債権各論I 契約法・事務管理・不当利得 第3版』（新世社、二〇一七）二八二頁等。

(23) 拙稿・前掲注(5)では「債権譲渡制限特約」の名称を用いたが、引用した文献では「債権譲渡禁止特約」の方が一般的であつたため、本稿では後者の名称を用いる。

(24) 池田真朗「債権譲渡禁止特約再考」法学研究七二卷一二号（一九九九）二〇九頁。

(25) 池田・前掲注(24)二二〇頁。また、米倉明「債権譲渡―禁止特約の第三者効―」（学陽書房、一九七六）一二頁〔初出一九七二〕は、「『特約』などあえて締結しなくても、自己の利益を守ることができなもの（銀行をみよ）が、この『特約』を利用して（それも約款を用いて周知させ）より一その安全を期する。その結果として（悪意でない譲受人が考えられなくなるとさえいえる）、債権取引が著しく阻害されることになるのであるが、『特約』を締結しなくても自己の利益を守りうる者に、『特約』を通じて債権取引を阻害することを是認すべきなのか」と金融機関が特約によって保護されることに疑問を呈するところから議論を提起している。

(26) 米倉・前掲注(25)三九頁。

(27) 法制審議会民法（債権関係）部会「法制審議会民法（債権関係）部会第93回会議事録」三六頁〔中原利明発言〕（二〇一四年七月八日）。

(28) 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）部会資料81-3」四頁。また、潮見佳男『民法（債権関係）改正法

の概要』(きんざい、二〇一七) 一五五頁。

(29) 拙稿・前掲注(5) 一〇七頁。

(30) 法制審議会民法(債権関係)部会・前掲注(28)四頁、「払戻業務が遅延することなどによって顧客に生ずる不利益も看過することができないものになると指摘されている」。潮見・前掲注(28)一五五頁。

(31) 近藤英吉・柚木馨『注釈日本民法債権総則(中)』(巖松堂書店、一九三五) 三六七頁、米倉・前掲注(25)六〇頁。

(32) 米倉・前掲注(25)六七頁。

(33) 石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』(商事法務、二〇一三) 一〇六頁。

(34) 米倉・前掲注(25)九頁、六八頁。米倉明「債権譲渡禁止特約に関する再検討」法学研究四七卷二号(二〇〇五) 五四頁。

(35) 米倉・前掲注(34)五五頁。

(36) 拙稿・前掲注(5) 一〇九頁。

(37) 日本デビットカード推進協議会法務委員会「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(1)」金法一五七三号(二〇〇〇) 一五頁、デビットカードの場合等に想定される。

(38) 石田・前掲注(33)一〇七頁。最判平成九年六月五日(民集五一卷五号二〇五三頁)は、民法一一六条を根拠として、債権譲渡につき債務者の事後承諾を認めている。

(39) 米倉・前掲注(25)八八頁。

(40) 米倉・前掲注(25)三九頁。譲渡禁止特約の本来の趣旨を立場の弱い債務者の保護とするならば、強大な債務者である金融機関の事務手続きに資する譲渡禁止特約の効力を広く認めるべきではないとする考え方になろう。

(41) 日本デビットカード推進協議会法務委員会「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(2)」金法一五七六号(二〇〇〇) 五〇頁。

(42) 六川浩明「J-Debit(ジェイ・デビット)の概要」金法一五七六号(二〇〇〇) 六頁、「J-Debit」は全件オンライン・デビットであるとしている。

- (43) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(41)五〇頁。
- (44) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(37)一二頁。
- (45) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(37)一四頁。
- (46) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(37)一四頁。
- (47) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(37)一五頁。
- (48) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(37)一四頁。
- (49) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(37)一五頁。
- (50) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(37)一五頁。
- (51) 日本デビットカード推進協議会法務委員会「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(5)」金法一五八三号(二〇〇〇)五二頁。
- (52) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(37)一五頁。
- (53) このことは、デビットカードのメリットとされている大量の現金を持ち歩かなくて済むこと、いちいちATMにて現金を引き下ろす必要がないこと等からも現金の代替物として利用されることが念頭に置かれているといえよう。
- (54) 日本デビットカード推進協議会法務委員会「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(4)」金法一五八〇号(二〇〇〇)三九頁、デビットカードを利用しようとしている「顧客がカード名義人以外の者または不審者と判断される場合」にはデビットカード取引契約を拒絶できることが定められている。
- (55) 日本デビットカード推進協議会法務委員会「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(3)」金法一五七九号(二〇〇〇)四二頁。
- (56) 日本デビットカード推進協議会法務委員会・前掲注(54)三九頁。
- (57) 金山正信「物権法総論」(有斐閣、一九六四)一四頁。
- (58) 我妻榮「物権法(民法講義Ⅱ)」(岩波書店、一九五二)一四五頁。

- (59) 吉岡幹夫「金銭所有権に関する一考察」法経論集一九号（一九六五）三四頁。
- (60) 例えば、一万円札の素材である紙には一万円の価値はない。もつとも、吉岡・前掲注(59)三六頁によれば、金貨等のようにかつては素材そのものが価値を有していた。
- (61) 吉岡・前掲注(59)三八頁。
- (62) むろん、最終的には現金に対する社会的信用を根拠にしているといえる。
- (63) 田高寛貴「金銭所有権と価値の追及」法教四一七号（二〇一五）二二頁は、「『お金を持っている』というときに想定されている所有の対象は、紙幣そのものではなく、表象された価値である」とする。
- (64) 新田敏「預金者の認定に関する一考察―管理剰余金等の管理会社名義の定期預金を中心にして―」杏林社会科学研究所一六卷三号（二〇〇〇）一一五頁。